



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1050 特定非営利活動法人の設立認証の申請  
(NPO協働推進課)
- 1051 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請  
( " )
- 1052 生活保護法による指定介護機関の廃止  
(福祉保健総務課)
- 1053 生活保護法による介護機関の指定  
( " )
- 1054 生活保護法による指定介護機関の変更  
( " )
- 1055 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定  
(長寿社会推進課)
- 1056 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定  
( " )
- 1057 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指  
定居宅介護支援事業者の指定 ( " )
- 1058 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定  
(障害福祉課)
- 1059 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変  
更 ( " )
- 1060 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 1061 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取し  
た意見の概要 (商工振興課)
- 1062 緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託の  
廃止 (定住促進課)
- 1063 " ( " )
- 1064 " ( " )
- 1065 緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約  
( " )
- 1066 " ( " )
- 1067 " ( " )
- 1068 遊漁規則の変更 (資源管理課)
- 1069 採石業務管理者試験の実施 (砂防課)

### ○ 諸報

- 平成17年度行政書士試験の実施  
(財団法人行政書士試験研究センター)

## 告 示

### 和歌山県告示第1050号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年8月17日まで縦覧に供する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年6月17日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌山保健科学センター
- 3 代表者の氏名  
前真司
- 4 主たる事務所の所在地  
海南市南赤坂11番地和歌山リサーチラボ312A
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が健康で安心して生き生きと暮らせる社会を実現するため、保健・介護に関する課題について、調査・研究、プログラムを開発・検証、人材育成・教育事業に取り組み、実践・啓発に努めることにより、すこやかで潤いのある文化的で健康的な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1051号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年8月21日まで縦覧に供する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年6月21日

2 名称  
 特定非営利活動法人ふきのとう

3 代表者の氏名  
 宮河幸子

4 主たる事務所の所在地  
 那賀郡貴志川町大字長山1649番地

5 定款に記載された目的  
 この法人は、地域に住む精神障害者に対して、小規模通所授産施設の運営に関する事業を行い、その活動を通して社会性をはぐくみ、生活の訓練を行うことで、地域社会での生活を支え、また、地域に対して啓蒙活動を行うことによって、誰もがいきいきと生活ができる社会作りに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1052号  
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成17年7月8日  
 和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	訪問介護・通所介護	平成17.3.31
串本町	東牟婁郡串本町串本1800	古座町デイサービスセンター	東牟婁郡古座町上野山291-4	通所介護	平成17.3.31

和歌山県告示第1053号  
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成17年7月8日  
 和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町串本2367	串本町社会福祉協議会古座事業所	東牟婁郡串本町上野山291-4	訪問介護・居宅介護支援	平成17.4.1
串本町	東牟婁郡串本町串本1800	串本町古座デイサービスセンター	東牟婁郡串本町上野山291-4	通所介護	平成17.4.1

和歌山県告示第1054号  
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成17年7月8日  
 和歌山県知事 木村良樹

変更事項(届出者の名称)		主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	新					
社会福祉法人串本町社会福祉協議会 会長 岩田孝	社会福祉法人串本町社会福祉協議会 会長 柳川正男	東牟婁郡串本町串本2367	串本町社会福祉協議会古座事業所	東牟婁郡串本町上野山291-4	訪問介護・居宅介護支援	平成17.4.14

和歌山県告示第1055号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。  
 平成17年7月8日  
 和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070104686	有限会社紀絵の里	和歌山市平尾350-1	神谷将紀	ヘルパーステーションひめりんご	和歌山市平尾350-1	訪問介護	平成17.7.1
3070104694	有限会社松新コーポレーション	和歌山市田中町3丁目82メゾンシマムラ1F	小松恒敏	デイサービスひつじのたてがみ	和歌山市秋月199-5	通所介護	平成17.7.1

3070104702	有限会社あんあん	和歌山市吉原800	神田榮子	ヘルパーステーションあんあん	和歌山市吉原800	訪問介護	平成17.7.1
3070104710	有限会社イナ・コーポレーション	和歌山市黒田88-3富商ビル3階	稲垣澄江	有限会社イナ・コーポレーションにここケアセンター	和歌山市黒田88-3富商ビル3階	訪問介護	平成17.7.1
3070104728	有限会社ライフサポート	和歌山市市小路153	前島宏俊	ライフサポート和歌山	和歌山市市小路153	訪問介護	平成17.7.1
3062090034	有限会社メディウエル	徳島県吉野川市川島町栗村962-15	藤本厚志	訪問看護ステーションリハビリ倶楽部御坊支社	御坊市湯川町小松原420-15興土ビル4階A	訪問看護	平成17.7.1
3071201473	有限会社四葉会	那賀郡岩出町大字高塚223	味村吉浩	クローバーヘルパーステーション	那賀郡岩出町大字高塚223	訪問介護	平成17.7.1

和歌山県告示第1056号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同

法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070104660	有限会社紀絵の里	和歌山市平尾350-1	神谷将紀	ケアプランセンターひめりんご	和歌山市平尾350-1	居宅介護支援	平成17.7.1
3070104678	有限会社すばる	和歌山市秋月155-1フォールス乙井A棟107号	田平八重美	すばるケアプランセンター	和歌山市秋月155-1フォールス乙井A棟107号	居宅介護支援	平成17.7.1
3071201465	有限会社四葉会	那賀郡岩出町大字高塚223	味村吉浩	クローバー介護支援事業所	那賀郡岩出町大字高塚223	居宅介護支援	平成17.7.1

和歌山県告示第1057号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1

号及び第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070104652	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町五丁目20-7	嶋岡学	さくらそう和歌山	和歌山市西浜366-1	訪問介護・居宅介護支援	平成17.7.1
3072300373	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町五丁目20-7	嶋岡学	さくらそう新宮	新宮市船町3丁目2-6	訪問介護・居宅介護支援	平成17.7.1

和歌山県告示第1058号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法

第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000300153123	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	宇治田文彦	デイサービス事業所フレンズ	東牟婁郡串本町伊串92-4	デイサービス	平成17.7.1

和歌山県告示第1059号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
太陽ホーム	事業所の所在地	和歌山県御坊市藤田町吉田2218-1	和歌山県御坊市藤田町藤井2216	平成17.5.1

和歌山県告示第1060号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年7月1日から平成17年8月29日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年6月28日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 イチマス商事
- 2 氏名 武田美喜枝
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊1187番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01362号
- 5 登録年月日 平成15年6月25日

和歌山県告示第1061号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
かわくま吉田店  
和歌山市吉田323
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年7月8日から平成17年8月8日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1062号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年9月30日をもって和歌山県と花園村の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1063号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年12月31日をもって和歌山県と清水町の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1064号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成18年2月28日をもって和歌山県と日置川町の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1065号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約によりかつらぎ町に委託する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する花園緑の雇用担い手住宅(以下「住宅」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行をかつらぎ町に委託する。

- (1) 住宅の使用に関すること。
- (2) 住宅の維持管理に関すること。
- (3) 住宅の家賃の徴収に関すること。
- (4) その他住宅の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、かつらぎ町の

条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、かつらぎ町の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する家賃その他の収入は、かつらぎ町の収入とする。

3 家賃の額は、月額35,000円以内でかつらぎ町が定める額とする。

(修繕義務)

第4条 委託事務に伴う住宅の修繕工事は、かつらぎ町が行うものとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第5条 かつらぎ町は、住宅の入居者に対し、当該住宅の使用について必要な注意を払いこれらを正常な状態において維持させるものとする。

2 かつらぎ町は、住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、当該住宅が滅失し、又は破損したときは、当該入居者に対し、これらを原状に復し、又はその費用を賠償させるものとする。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 かつらぎ町は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県とかつらぎ町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

和歌山県告示第1066号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約により有田川町に委託する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する清水緑の雇用担い手住宅(以下「住宅」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を有田川町に委託する。

(1) 住宅の使用に関すること。

(2) 住宅の維持管理に関すること。

(3) 住宅の家賃の徴収に関すること。

(4) その他住宅の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、有田川町の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、有田川町の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する家賃その他の収入は、有田川町の収入とする。

3 家賃の額は、月額35,000円以内で有田川町が定める額とする。

(修繕義務)

第4条 委託事務に伴う住宅の修繕工事は、有田川町が行うものとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第5条 有田川町は、住宅の入居者に対し、当該住宅の使用について必要な注意を払いこれらを正常な状態において維持させるものとする。

2 有田川町は、住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、当該住宅が滅失し、又は破損したときは、当該入居者に対し、これらを原状に復し、又はその費用を賠償させるものとする。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 有田川町は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と有田川町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

和歌山県告示第1067号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約により白浜町に委託する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する日置川緑の雇用担い手住宅及び日置川第2緑の雇用担い手住宅(以下「住宅」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を白浜町に委託する。

- (1) 住宅の使用に関すること。
- (2) 住宅の維持管理に関すること。
- (3) 住宅の家賃の徴収に関すること。
- (4) その他住宅の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、白浜町の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、白浜町の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する家賃その他の収入は、白浜町の収入とする。

3 家賃の額は、月額35,000円以内で白浜町が定める額とする。  
(修繕義務)

第4条 委託事務に伴う住宅の修繕工事は、白浜町が行うものとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第5条 白浜町は、住宅の入居者に対し、当該住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持させるものとする。

2 白浜町は、住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、当該住宅が滅失し、又は破損したときは、当該入居者に対し、これらを原状に復し、又はその費用を賠償させるものとする。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 白浜町は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と白浜町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

和歌山県告示第1068号

紀ノ川漁業協同組合及び日高川漁業協同組合の第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更については、平成17年6月30日付けで漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第5項の規定により、次のとおり認可した。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 紀ノ川漁業協同組合

(1) 漁業権番号

和内共第2号

(2) 漁業権者の名称及び住所

紀ノ川漁業協同組合

那賀郡桃山町大字市場字奥島547-4

(3) 変更の内容

紀ノ川漁業協同組合和内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更

第5条第2項の表のア欄中「橋本市市脇山田川、紀の川合流点の下流600mの所に設置した標識から同標識の下流1500mの所に設置した標識までの区域」を削る。

(4) 施行の日

平成17年6月30日

2 日高川漁業協同組合

(1) 漁業権番号

和内共第13号及び和内共第15号

(2) 漁業権者の名称及び住所

日高川漁業協同組合

日高郡日高川町松瀬310

(3) 変更の内容

日高川漁業協同組合和内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則及び日高川漁業協同組合和内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更

ア 和内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則第5条の表を次のように改める。

ア 区 域	イ 期 間
(1) 県営椿山ダム本体副堤下流端から下流200mに至る区域 (2) イ 日高川に設置した関西電力株式会社旧五味発電所、甲斐の川発電所、柳瀬発電所、越方発電所、船津発電所、高津尾発電所の各堰堤上流から50m、下流端から下流200mに至る区域 ロ 日高郡日高川町大字若野に設置した若野頭首工上流端から上流50m、下流端から下流100mに至る区域 (3) 支流の各魚道の上流端から上流50m、下流端から下流50mに至る区域	周 年

(4) 上流 右岸 日高川町若野若野頭首工上流端 左岸 日高川町若野若野頭首工上流端 下流 天田橋下流端	自 10月11日 至 12月10日
--	----------------------

イ 和内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則第5条の表を 次のように改める。

ア 区 域	期 間
(1) 県営椿山ダム本体副堤下流端から下流200mに至る区域 (2) イ 日高川に設置した関西電力株式会社旧五味発電所、甲斐の川発電所、柳瀬発電所、越方発電所、船津発電所、高津尾発電所の各堰堤上流端から50m、下流端から下流200mに至る区域 (3) 支流の各魚道の上流端から上流50m、下流端から下流50mに至る区域	周 年

(4) 施行の日  
平成17年6月30日

建設部管理課

諸 報

公 告

和歌山県告示第1069号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定により第34回採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の7の規定により公告する。

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成17年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成17年7月8日

平成17年7月8日

和歌山県知事 木 村 良 樹

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐司

- 試験実施場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館4階中会議室
- 試験実施期日及び時間  
平成17年10月14日(金)午前10時開始 正午終了
- 受験願書の配布場所  
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課  
各振興局建設部
- 受験願書の提出期間  
(1) 持参の場合 平成17年9月12日(月)から平成17年9月22日(木)までの期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
(2) 郵送の場合 平成17年9月12日(月)から平成17年9月22日(木)までの期間(平成17年9月22日(木)までの消印のあるものに限る。)
- 受験願書の提出先  
郵便番号640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
- 受験願書の提出手続  
受験願書に8,000円の和歌山県証紙を、受験票に返信用50円切手をそれぞれはり、写真(手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付して提出すること。
- 問い合わせ先  
和歌山県庁県土整備部河川・下水道局砂防課、各振興局

- 試験期日 平成17年10月23日(日) 午後1時から午後3時30分まで
- 試験場所 和歌山ビッグホエール 和歌山市手平2-1-1
- 試験の科目及び方法  
(1) 試験の科目  
ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数40題)  
行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成17年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。  
イ 一般教養(出題数20題)  
(2) 試験の方法  
ア 試験は、筆記試験によって行います。  
イ 出題の形式は、(1)アの科目については択一式及び記述式、(1)イの科目については択一式とします。
- 受験手続  
(1) 受付期間 平成17年8月1日(月)から8月31日(水)まで  
(2) 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター  
受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。8月31日の消印があ

るものまで受け付けます。

- (3) 提出書類 受験願書一式(配布期間及び場所については(5)をご覧ください。)

- (4) 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

- (5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成17年8月1日(月)から8月23日(火)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、郵便で下記あて先まで郵便で請求してください。(8月23日までに必着のこと)

あて先 〒100-8879 東京中央郵便局留

財団法人行政書士試験研究センター

イ 窓口配布

(ア) 配布期間 平成17年8月1日(月)から8月31日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 配布場所 財団法人行政書士試験研究センター(午前9時から午後5時まで)

県庁市町村課、各振興局地域行政課

(午前9時から午後5時45分まで)

和歌山県行政書士会(午前9時から午後5時まで)

- (6) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター

所在地 〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3  
市政会館1階

電話番号 03(5251)5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験の申込みに先立って連絡先まで早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

- (1) 合格発表日時 平成18年1月19日(木)午前9時

- (2) 合格発表の方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、和歌山県庁本館2階掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、平成18年1月第3週発行の和歌山県報に掲載します。